

那覇市公報

第1536号

 毎月2回 1, 15日発行
 発 行 所
 那覇市泉崎1丁目1番1号
 那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例

○那覇市役所支所設置条例の一部を改正する条例（市民課）	502
○那覇市公設市場条例の一部を改正する条例（なはまちなか振興課）	504
○那覇市火災条例の一部を改正する条例（消防本部予防課）	506
○那覇市消防危険物手数料条例の一部を改正する条例（消防本部予防課）	509
○那覇市建築確認等手数料条例の一部を改正する条例（建築指導課）	520
○那覇市火災予防条例の一部を改正する条例（消防本部予防課）	530

◇規 則

○那覇市会計規則及び那覇市事務分掌規則の一部を改正する規則（行政経営課）	532
○那覇市公設市場条例施行規則の一部を改正する規則（なはまちなか振興課）	535

◇告 示

○個人情報目的外利用等届出書の公表について（総務課）	537
○個人情報目的外利用等届出書の公表について（総務課）	539
○個人情報目的外利用等届出書の公表について（総務課）	541
○市道路線の区域変更に関する告示（道路管理室）	543
○個人情報目的外利用等届出書の公表について（総務課）	545
○平成20年度決算に基づく健全化判断比率（将来負担比率修正）の公表について（財政課）	549

○平成21年度決算に基づく健全化判断比率の公表について（財政課）	550
○町字区域及び名称の変更について（市街地整備課）	550
○平成22年度那覇市一般会計補正予算（第3号）（財政課）	553
○平成22年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第1号） （ちゃーがんじゅう課）	557

◇公 告

○住民票の職権消除の公示について（市民課）	558
○都市計画の図書の写しの縦覧について（都市計画課）	558
○建築協定の認可及び縦覧について（建築指導課）	559

◇上下水道局告示

○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について（上下水道局総務課）	561
○平成21年度決算に基づく資金不足比率の公表について（上下水道局総務課）	561

◇選挙管理委員会告示

○沖縄海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧場所について	562
------------------------------	-----

条 例

那覇市条例第21号

平成22年 9 月30日

公 布 済

那覇市役所支所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市役所支所設置条例の一部を改正する条例

那覇市役所支所設置条例(1954年那覇市条例第57号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第2条 支所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。 〔表 別記〕	第2条 〔略〕 〔表 別記〕
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

〔改正前 別記〕

〔第2条の表〕

名称	位置	区域
那覇市役所 首里支所	那覇市 <u>首里当蔵町2丁目10番地</u>	〔略〕
〔略〕		

〔改正後 別記〕

〔第2条の表〕

名称	位置	所管区域
那覇市役所 首里支所	那覇市 <u>首里久場川町2丁目18番地9</u>	〔略〕
〔略〕		

那覇市条例第22号

平成22年 9 月30日

公 布 済

那覇市公設市場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公設市場条例の一部を改正する条例

那覇市公設市場条例(1963年那覇市条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
(使用許可) 第3条 [略] 2 <u>使用期間は、2年とする。</u> 3 <u>第1項の規定により許可を受けた者又は本項の規定により更新を受けた者が使用期間満了後引き続き市場を使用しようとするときは、使用期間の更新を受けなければならない。</u> 4 市長は、<u>第1項に規定する許可又は前項に規定する更新をする場合</u>においては、管理上必要な条件を付することができる。 (使用許可の制限) 第4条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、使用を許可しない。 (1)～(2) [略] (3) その他<u>市場の管理運営</u>上市長が不適当と認める者 (使用者の禁止事項) 第8条 <u>使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)</u>は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第3号に掲げる行為については、市長が特に必要と認めて許可した場合は、この限りでない。 (1)～(4) [略] 別表第1(第2条関係) <table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>那覇市牧志公設市場</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>那覇市東公設市場</td><td>那覇市東町21番1号</td></tr> </table>	名称	位置	那覇市牧志公設市場	[略]	那覇市東公設市場	那覇市東町21番1号	(使用許可) 第3条 [略] 2 <u>前項の規定により許可する使用期間は、2年とする。ただし、市長が市場の管理上必要があると認めるときは、当該期間を2年未満とすることができる。</u> 3 <u>使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)</u>が使用期間満了後引き続き市場を使用しようとするときは、使用期間の更新を受けなければならない。 4 市長は、<u>使用を許可する場合</u>においては、管理上必要な条件を付することができる。 (使用許可の制限) 第4条 [略] (1)～(2) [略] (3) その他<u>市長が市場の管理上</u>不適当と認める者 (使用者の禁止事項) 第8条 <u>使用者は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第3号に掲げる行為については、市長が特に必要と認めて許可した場合は、この限りでない。</u> (1)～(4) [略] 別表第1(第2条関係) <table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>那覇市牧志公設市場</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>那覇市田原公設市場</td><td>[略]</td></tr> </table>	名称	位置	那覇市牧志公設市場	[略]	那覇市田原公設市場	[略]
名称	位置												
那覇市牧志公設市場	[略]												
那覇市東公設市場	那覇市東町21番1号												
名称	位置												
那覇市牧志公設市場	[略]												
那覇市田原公設市場	[略]												

那覇市田原公設 市場	[略]	[略]
[略]		
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 表又は様式の改正規定において、改正部分及び改正部分に係る罫線に対応する改正後部分及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。		

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

那覇市条例第23号

平成22年 9 月30日

公 布 済

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例

那覇市火災予防条例(1972年那覇市条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(厨房設備) 第3条の4 調理を目的として使用するレンジ、フライヤー、かまど等の設備(以下「厨房設備」という。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1) 厨房設備に附属する排気ダクト及び天蓋(以下「排気ダクト等」という。)は、次によること。 ア～エ [略] オ 排気ダクトは、直接屋外に通づるものとし、他の用途のダクト等と接続しないこと。 カ [略] (2)～(4) [略] 2 [略] (燃料電池発電設備) 第8条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備(固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池又は溶融炭酸塩型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第17条の2並びに第51条第10号において同じ。)の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号(アを除く。)、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号(ウ、ス及びセを除く。)、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号、第11条第1項(第7号を除く。)並びに第12条第1項(第2号を除く。)の規定を準用する。 2 前項の規定にかかわらず、屋内に設ける燃料電池発電設備(固体高分子型燃料電池による発電設備であって火を使用	(厨房設備) 第3条の4 [略] (1) [略] ア～エ [略] オ 排気ダクトは、直接屋外に通ずるものとし、他の用途のダクト等と接続しないこと。 カ [略] (2)～(4) [略] 2 [略] (燃料電池発電設備) 第8条の3 屋内に設ける燃料電池発電設備(固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、溶融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第3項及び第5項、第17条の2並びに第58条第10号において同じ。)の位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号(アを除く。)、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号(ウ、ス及びセを除く。)、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号、第11条第1項(第7号を除く。)並びに第12条第1項(第2号を除く。)の規定を準用する。 2 前項の規定にかかわらず、屋内に設ける燃料電池発電設備(固体高分子型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による

するものに限る。以下この項及び第4項において同じ。)であって出力10キロワット未満のものうち、改質器の温度が過度に上昇した場合若しくは過度に低下した場合又は外箱の換気装置に異常が生じた場合に自動的に燃料電池発電設備を停止できる装置を設けたものの位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号(アを除く。)、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号(ウ、ス及びセを除く。)、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号及び第4号、第11条第1項第1号、第2号、第4号、第8号及び第10号並びに第12条第1項第3号及び第4号の規定を準用する。

3～5 〔略〕

(変電設備)

第11条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のものを除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1)～(2) 〔略〕

(3) 変電設備(消防長又は消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)は、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井(天井のない場合にあっては、はり又は屋根。以下同じ。)で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を室内に設けること。ただし、変電設備の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置を講じた場合においては、この限りでない。

(3)の2～(10) 〔略〕

2～3 〔略〕

発電設備であって火を使用するものに限る。以下この項及び第4項において同じ。)であって出力10キロワット未満のものうち、改質器の温度が過度に上昇した場合若しくは過度に低下した場合又は外箱の換気装置に異常が生じた場合に自動的に燃料電池発電設備を停止できる装置を設けたものの位置、構造及び管理の基準については、第3条第1項第1号(アを除く。)、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号(ウ、ス及びセを除く。)、第18号及び第18号の3並びに第2項第1号及び第4号、第11条第1項第1号、第2号、第4号、第8号及び第10号並びに第12条第1項第3号及び第4号の規定を準用する。

3～5 〔略〕

(変電設備)

第11条 〔略〕

(1)～(2) 〔略〕

(3) 変電設備(消防長又は消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)は、不燃材料で造った壁、柱、床及び天井(天井のない場合にあっては、はり又は屋根。以下同じ。)で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設ける室内に設けること。ただし、変電設備の周囲に有効な空間を保有する等防火上支障のない措置を講じた場合においては、この限りでない。

(3)の2～(10) 〔略〕

2～3 〔略〕

備考

1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則

- 1 この条例は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に設置され、又は設置の工事が行われている燃料電池発電設備（固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。）のうち、この条例による改正後の第8条の3の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

那覇市条例第24号

平成22年 9 月30日

公 布 済

那覇市消防危険物手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市消防危険物手数料条例の一部を改正する条例

那覇市消防危険物手数料条例(平成12年那覇市条例第34号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 2 危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令(平成6年政令第214号)附則第7項に規定する旧基準の特定屋外タンク貯蔵所について消防法第11条第1項後段の規定による変更の許可を受けようとする場合の別表(3)の項の適用については、同政令附則第7項第1号又は第2号に掲げる旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、<u>当該第1号又は第2号に定める日(その日前に当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備が、同政令附則第2項第1号に規定する新基準に適合することとなった場合にあっては、当該適合することとなった日)までの間は、当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所を特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所以外の屋外タンク貯蔵所とみなす。ただし、当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備を同号に規定する新基準に適合させるため、当該変更の許可を受けようとする場合にあっては、この限りでない。</u> 3 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(平成11年政令第3号)附則第2項に規定する旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所について消防法第11条第1項後段の規定による変更の許可を受けようとする場合の別表(3)の項の適用については、同政令附則第2項各号に掲げる	付 則 2 危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令(平成6年政令第214号)附則第7項に規定する旧基準の特定屋外タンク貯蔵所について消防法第11条第1項後段の規定による変更の許可を受けようとする場合の別表(3)の項の適用については、同政令附則第7項第1号又は第2号に掲げる旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、<u>同項第1号又は第2号に定める日(同項第1号又は第2号括弧書に掲げる旧基準の特定屋外タンク貯蔵所にあつては、当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所における危険物の貯蔵及び取扱いを再開する日の前日。これらの日前に当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備が、同政令附則第2項第1号に規定する新基準に適合することとなった場合にあっては、当該適合することとなった日)までの間は、当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所を特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所以外の屋外タンク貯蔵所とみなす。ただし、当該旧基準の特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備を同号に規定する新基準に適合させるため、当該変更の許可を受けようとする場合にあっては、この限りでない。</u> 3 危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令(平成11年政令第3号)附則第2項に規定する旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所について消防法第11条第1項後段の規定による変更の許可を受けようとする場合の別表(3)の項の適用については、同政令附則第2項各号に掲げる

旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、当該各号に定める日(その日前に当該旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備が、同項に規定する新基準に適合することとなった場合にあっては、当該適合することとなった日)までの間は、当該旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所を特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所以外の屋外タンク貯蔵所とみなす。ただし、当該旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備を同項に規定する新基準に適合させるため、当該変更の許可を受けようとする場合にあっては、この限りでない。 [別表 別記]	旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の区分に応じ、当該各号に定める日(同項第1号括弧書に掲げる旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所にあっては、当該旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所における危険物の貯蔵及び取扱いを再開する日の前日。これらの日前に当該旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備が、同項に規定する新基準に適合することとなった場合にあっては、当該適合することとなった日)までの間は、当該旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所を特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所以外の屋外タンク貯蔵所とみなす。ただし、当該旧基準の準特定屋外タンク貯蔵所の構造及び設備を同項に規定する新基準に適合させるため、当該変更の許可を受けようとする場合にあっては、この限りでない。 [別表 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成22年10月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第4条関係)

手数料を納付すべき者		区分		手数料の額		
[略]						
(2)	消防法第11条第1項前段の規定による設置許可を受けようとする者	[略]				
		貯蔵所	[略]			
			準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)		58万円	
			特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則第20条の4第2項第3号に定める構造を有しないもの及び岩盤タンク貯蔵所を除く。)	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	90万円	
				危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	109万円	
				危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	121万円	
				危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	154万円	
				危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	180万円	
				危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	423万円	
				危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	559万円	
				危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	691万円	
				浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則第20条の4第2項第3号に定める構造を有	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	123万円
			危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロ		146万円	

			しなけければなら ないものに係る 特定屋外タンク 貯蔵所	リットル未満のもの		
				危険物の貯蔵最大数 量が1万キロリット ル以上5万キロリッ トル未満のもの	<u>163万円</u>	
				危険物の貯蔵最大数 量が5万キロリット ル以上10万キロリッ トル未満のもの	<u>201万円</u>	
				危険物の貯蔵最大数 量が10万キロリット ル以上20万キロリッ トル未満のもの	<u>233万円</u>	
				危険物の貯蔵最大数 量が20万キロリット ル以上30万キロリッ トル未満のもの	<u>476万円</u>	
				危険物の貯蔵最大数 量が30万キロリット ル以上40万キロリッ トル未満のもの	<u>612万円</u>	
				危険物の貯蔵最大数 量が40万キロリット ル以上のもの	<u>744万円</u>	
				岩盤タンクに係 る屋外タンク貯 蔵所	危険物の貯蔵最大数 量が40万キロリット ル未満のもの	<u>632万円</u>
					危険物の貯蔵最大数 量が40万キロリット ル以上50万キロリッ トル未満のもの	<u>797万円</u>
					危険物の貯蔵最大数 量が50万キロリット ル以上のもの	<u>1,180万円</u>
				[略]		
			[略]			
			[略]			
			[略]			
			[略]			
			[略]			
			[略]			
			(6)	消防法第 11条の2 第1項の 規定によ る設置の 許可に係 る完成検 査前検査 を受ける 者	[略]	
基礎・地 盤・検 査	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>45万円</u>				
	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>59万円</u>				
	危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上のもの	<u>77万円</u>				

			ル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	
			危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>101万円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>114万円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>176万円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>200万円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	<u>223万円</u>
	溶 接 部 検 査		危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>54万円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>69万円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>104万円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>144万円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>181万円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>349万円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>428万円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	<u>489万円</u>
	岩 盤 タ ン ク 検 査		危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所	<u>1,000万円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>1,360万円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	<u>1,870万円</u>

			ル以上の特定屋外タンク貯蔵所	
[略]				
(8)	消防法第14条の3第1項又は第2項の規定による保安に関する検査を受ける者	特定屋外タンク貯蔵所（岩タク係特屋タク蔵をく。）	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	<u>34万円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	<u>45万円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	<u>79万円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	<u>101万円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	<u>127万円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	<u>311万円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	<u>381万円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	<u>440万円</u>
		岩タク係特屋タク蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	<u>292万円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満のもの	<u>350万円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上のもの	<u>526万円</u>
[略]				
[略]				

[改正後 別記]

別表(第4条関係)

手数料を納付すべき者		区分		手数料の額		
[略]						
(2)	消防法第11条第1項前段の規定による設置の許可を受けようとする者	[略]	貯蔵所	[略]		
				準特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)		
				53万円		
				特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則第20条の4第2項第3号に定める構造を有しないもの及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	82万円
					危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	99万円
					危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	110万円
					危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	140万円
					危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	164万円
					危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	385万円
					危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	509万円
					危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	629万円
					浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち危険物の規制に関する規則第20条の4第2項第3号に定める構造を有	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの
				危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロ		133万円

		しなればなら ないものに係る 特定屋外タンク 貯蔵所	リットル未満のもの		
			危険物の貯蔵最大数 量が1万キロリッ トル以上5万キロリッ トル未満のもの	<u>148万円</u>	
			危険物の貯蔵最大数 量が5万キロリッ トル以上10万キロリッ トル未満のもの	<u>183万円</u>	
			危険物の貯蔵最大数 量が10万キロリッ トル以上20万キロリッ トル未満のもの	<u>212万円</u>	
			危険物の貯蔵最大数 量が20万キロリッ トル以上30万キロリッ トル未満のもの	<u>433万円</u>	
			危険物の貯蔵最大数 量が30万キロリッ トル以上40万キロリッ トル未満のもの	<u>557万円</u>	
			危険物の貯蔵最大数 量が40万キロリッ トル以上のもの	<u>677万円</u>	
			岩盤タンクに係 る屋外タンク貯 蔵所	危険物の貯蔵最大数 量が40万キロリッ トル未満のもの	<u>575万円</u>
				危険物の貯蔵最大数 量が40万キロリッ トル以上50万キロリッ トル未満のもの	<u>725万円</u>
				危険物の貯蔵最大数 量が50万キロリッ トル以上のもの	<u>1,070万円</u>
		[略]			
		[略]			
		[略]			
		(6)	消防法第 11条の2 第1項の 規定によ る設置の 許可に係 る完成検 査前検査 を受けよ うとする 者	[略]	
基礎・地 盤・検 査	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリッ トル以上5,000キロリットル未満の特定 屋外タンク貯蔵所			<u>41万円</u>	
	危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリッ トル以上1万キロリットル未満の特定屋 外タンク貯蔵所			<u>54万円</u>	
	危険物の貯蔵最大数量が1万キロリット			<u>70万円</u>	

			ル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	
			危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>92万円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>104万円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>160万円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>182万円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	<u>203万円</u>
		溶 接 部 検 査	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>49万円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>63万円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>95万円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>131万円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>165万円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>318万円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>389万円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	<u>445万円</u>
		岩 盤 タ ン ク 検 査	危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル未満の屋外タンク貯蔵所	<u>910万円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>1,240万円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	<u>1,700万円</u>

			ル以上の特定屋外タンク貯蔵所	
[略]				
(8)	消防法第14条の3第1項又は第2項の規定による保安に関する検査を受ける者	特定屋外タンク貯蔵所（岩タク係特屋タク蔵をく。）	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	<u>31万円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	<u>41万円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	<u>72万円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	<u>92万円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	<u>116万円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	<u>283万円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	<u>347万円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	<u>400万円</u>
		岩タク係特屋タク蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	<u>266万円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上50万キロリットル未満のもの	<u>319万円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が50万キロリットル以上のもの	<u>479万円</u>
[略]				
[略]				

那覇市条例第25号

平成22年 9 月30日

公 布 済

那覇市建築確認等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市建築確認等手数料条例の一部を改正する条例

那覇市建築確認等手数料条例(平成19年那覇市条例第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
[別表第2 別記]	[別表第2 別記]
[別表第3 別記]	[別表第3 別記]
[別表第4 別記]	[別表第4 別記]
[別表第5 別記]	[別表第5 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 表又は様式の改正規定において、改正前の欄中の罫線に対応する改正後の欄中の罫線がない場合には、当該罫線を削る。 4 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 5 表又は様式の改正規定において、改正後の欄中の罫線に対応する改正前の欄中の罫線がない場合には、当該罫線を加える。 6 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。	

付 則

- 1 この条例は、平成23年1月1日から施行する。
- 2 改正後の那覇市建築確認等手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請又は通知を受理したものから適用し、この条例の施行の日前に申請又は通知を受理したものについては、なお従前の例による。

[改正前 別記]

別表第1(第3条関係)

区分			手数料の額
建築物	床 面 積 の合計	30m2以内のもの	1件につき <u>5,000円</u>
		30m2を超え、100m2以内のもの	1件につき <u>9,000円</u>
		100m2を超え、200m2以内のもの	1件につき <u>1万4,000円</u>
		200m2を超え、500m2以内のもの	1件につき <u>1万9,000円</u>
		500m2を超え、1,000m2以内のもの	1件につき <u>3万4,000円</u>
		1,000m2を超え、2,000m2以内のもの	1件につき <u>4万8,000円</u>
		2,000m2を超え、1万m2以内のもの	1件につき <u>14万円</u>
		1万m2を超え、5万m2以内のもの	1件につき <u>24万円</u>
		5万m2を超えるもの	1件につき <u>46万円</u>
建築設備	設置する場合(確認を受けた計画の変更をして設置する場合を除く。)		1 の 建 築 設 備 に つ き <u>9,000円</u> (小荷物専用昇 降機については、 <u>4,000 円</u>)
	確認を受けた計画の変更をして設置する場合		1 の 建 築 設 備 に つ き <u>5,000円</u> (小荷物専用昇 降機については、 <u>3,000 円</u>)
工作物	築造する場合(確認を受けた計画の変更をして築造する場合を除く。)		1 の 工 作 物 に つ き <u>8,000円</u>
	確認を受けた計画の変更をして築造する場合		1 の 工 作 物 に つ き <u>4,000円</u>

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第1(第3条関係)

区分			手数料の額
建築物	床 面 積 の合計	30m ² 以内のもの	1件につき <u>7,000円</u>
		30m ² を超え、100m ² 以内のもの	1件につき <u>1万3,000円</u>
		100m ² を超え、200m ² 以内のもの	1件につき <u>2万円</u>
		200m ² を超え、500m ² 以内のもの	1件につき <u>2万8,000円</u>
		500m ² を超え、1,000m ² 以内のもの	1件につき <u>4万8,000円</u>
		1,000m ² を超え、2,000m ² 以内のもの	1件につき <u>7万1,000円</u>
		2,000m ² を超え、1万m ² 以内のもの	1件につき <u>20万7,000円</u>
		1万m ² を超え、5万m ² 以内のもの	1件につき <u>31万1,000円</u>
		5万m ² を超えるもの	1件につき <u>53万1,000円</u>
建築設備	設置する場合(確認を受けた計画の変更をして設置する場合を除く。)		1の建築設備につき <u>1万1,000円</u> (小荷物専用昇降機については、 <u>6,000円</u>)
	確認を受けた計画の変更をして設置する場合		1の建築設備につき <u>7,000円</u> (小荷物専用昇降機については、 <u>4,000円</u>)
工作物	築造する場合(確認を受けた計画の変更をして築造する場合を除く。)		1の工作物につき <u>1万1,000円</u>
	確認を受けた計画の変更をして築造する場合		1の工作物につき <u>6,000円</u>

備考 [略]

[改正前 別記]

別表第2(第3条関係)

区分	床面積の合計	手数料の額(1棟につき)
沖縄県知事又は <u>沖縄県内</u> の指定構造計算適合性判 定機関が構造適合性判定 を行う場合	[略]	
その他の場合	<u>1,000m²以内のもの</u>	<u>22万6,000円(認定プログラ ムにより構造計算が行 われた場合は、15万8,000 円)</u>
	<u>1,000m²を超え、2,000m²以内 のもの</u>	<u>30万円(認定プログラムに より構造計算が行われた 場合は、19万5,000円)</u>
	<u>2,000m²を超え、1万m²以内の もの</u>	<u>34万1,000円(認定プログラ ムにより構造計算が行 われた場合は、21万3,000 円)</u>
	<u>1万m²を超え、5万m²以内のも の</u>	<u>45万1,000円(認定プログラ ムにより構造計算が行 われた場合は、26万8,000 円)</u>
	<u>5万m²を超えるもの</u>	<u>82万3,000円(認定プログラ ムにより構造計算が行 われた場合は、45万2,000 円)</u>

備考

1～3 [略]

4 県外の指定構造計算適合性判定機関による構造適合性判定が行えない場合で、当該
構造適合性判定を沖縄県知事が行うときは、その他の場合の区分を適用する。

[改正後 別記]

別表第2(第3条関係)

区分	床面積の合計	手数料の額(1棟につき)
沖縄県知事又は指定構造 計算適合性判定機関が構 造適合性判定を行う場合	[略]	

備考

1～3 [略]

[改正前 別記]

別表第3(第4条関係)

区分			手数料の額	
			特定工程に係らないもの	特定工程に係るもの
建築物	床面積の合計	30m ² 以内のもの	1件につき <u>1万円</u>	1件につき <u>9,000円</u>
		30m ² を超え、100m ² 以内のもの	1件につき <u>1万2,000円</u>	1件につき <u>1万1,000円</u>
		100m ² を超え、200m ² 以内のもの	1件につき <u>1万6,000円</u>	1件につき <u>1万5,000円</u>
		200m ² を超え、500m ² 以内のもの	1件につき <u>2万2,000円</u>	1件につき <u>2万1,000円</u>
		500m ² を超え、1,000m ² 以内のもの	1件につき <u>3万6,000円</u>	1件につき <u>3万5,000円</u>
		1,000m ² を超え、2,000m ² 以内のもの	1件につき <u>5万円</u>	1件につき <u>4万7,000円</u>
		2,000m ² を超え、1万m ² 以内のもの	1件につき <u>12万円</u>	1件につき <u>11万円</u>
		1万m ² を超え、5万m ² 以内のもの	1件につき <u>19万円</u>	1件につき <u>18万円</u>
		5万m ² を超えるもの	1件につき <u>38万円</u>	1件につき <u>37万円</u>
建築設備	設置した場合		1の建築設備につき <u>1万3,000円</u> (小荷物専用昇降機については、 <u>8,000円</u>)	1の建築設備につき <u>1万2,000円</u> (小荷物専用昇降機については、 <u>8,000円</u>)
工作物	築造した場合		1の工作物につき	<u>9,000円</u>

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第3(第4条関係)

区分			手数料の額	
			特定工程に係らないもの	特定工程に係るもの
建築物	床面積の合計	30m ² 以内のもの	1件につき <u>1万4,000円</u>	1件につき <u>1万3,000円</u>
		30m ² を超え、100m ² 以内のもの	1件につき <u>1万7,000円</u>	1件につき <u>1万6,000円</u>
		100m ² を超え、200m ² 以内のもの	1件につき <u>2万3,000円</u>	1件につき <u>2万2,000円</u>
		200m ² を超え、500m ² 以内のもの	1件につき <u>3万2,000円</u>	1件につき <u>3万円</u>
		500m ² を超え、1,000m ² 以内のもの	1件につき <u>5万3,000円</u>	1件につき <u>5万2,000円</u>
		1,000m ² を超え、2,000m ² 以内のもの	1件につき <u>7万4,000円</u>	1件につき <u>6万9,000円</u>
		2,000m ² を超え、1万m ² 以内のもの	1件につき <u>17万8,000円</u>	1件につき <u>16万1,000円</u>
		1万m ² を超え、5万m ² 以内のもの	1件につき <u>26万円</u>	1件につき <u>25万2,000円</u>
		5万m ² を超えるもの	1件につき <u>45万5,000円</u>	1件につき <u>44万5,000円</u>
建築設備	設置した場合		1の建築設備につき <u>1万6,000円</u> (小荷物専用昇降機については、 <u>1万円</u>)	1の建築設備につき <u>1万4,000円</u> (小荷物専用昇降機については、 <u>1万円</u>)
工作物	築造した場合		1の工作物につき	<u>1万2,000円</u>

備考 [略]

[改正前 別記]

別表第4(第5条関係)

区分			手数料の額
建築物	床面積の合計	30m ² 以内のもの	1件につき <u>9,000円</u>
		30m ² を超え、100m ² 以内のもの	1件につき <u>1万1,000円</u>
		100m ² を超え、200m ² 以内のもの	1件につき <u>1万5,000円</u>
		200m ² を超え、500m ² 以内のもの	1件につき <u>2万円</u>
		500m ² を超え、1,000m ² 以内のもの	1件につき <u>3万3,000円</u>
		1,000m ² を超え、2,000m ² 以内のもの	1件につき <u>4万5,000円</u>
		2,000m ² を超え、1万m ² 以内のもの	1件につき <u>10万円</u>
		1万m ² を超え、5万m ² 以内のもの	1件につき <u>16万円</u>
		5万m ² を超えるもの	1件につき <u>33万円</u>
建築設備	設置する場合	1の建築設備につき <u>1万2,000円</u> （小荷物専用昇降機については、 <u>8,000円</u> ）	
工作物	築造する場合	1の工作物につき <u>9,000円</u>	

[改正後 別記]

別表第4(第5条関係)

区分		手数料の額
建築物	床面積の合計	30m ² 以内のもの
		1件につき <u>1万3,000円</u>
		30m ² を超え、100m ² 以内のもの
		1件につき <u>1万6,000円</u>
		100m ² を超え、200m ² 以内のもの
		1件につき <u>2万2,000円</u>
		200m ² を超え、500m ² 以内のもの
		1件につき <u>2万8,000円</u>
		500m ² を超え、1,000m ² 以内のもの
建築物		1,000m ² を超え、2,000m ² 以内のもの
		1件につき <u>4万9,000円</u>
		2,000m ² を超え、1万m ² 以内のもの
		1件につき <u>6万6,000円</u>
		1万m ² を超え、5万m ² 以内のもの
建築物		1件につき <u>14万7,000円</u>
		5万m ² を超えるもの
建築物		1件につき <u>22万2,000円</u>
		1件につき <u>40万7,000円</u>
建築設備	設置する場合	1の建築設備につき <u>1万6,000円</u> (小荷物専用昇降機については、 <u>1万2,000円</u>)
工作物	築造する場合	1の工作物につき <u>1万3,000円</u>

備考 建築物における床面積は、中間検査を行う部分のものをいう。

[改正前 別記]

別表第5(第6条関係)

号	事務	手数料の額
1 [略]		
2	法第43条第1項ただし書の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の建築の許可の申請に対する審査	[略]
3～21 [略]		
22	法第68条の5の2第2項の規定に基づく地区計画等の区域における建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	[略]
23	法第68条の5の4第1項の規定に基づく地区計画等の区域における前面道路の幅員に応じた建築物の容積率に関する特例又は同条第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	[略]
24	法第68条の5の5の規定に基づく地区計画等の区域における建築物の建ぺい率に関する特例の認定の申請に対する審査	[略]
25～36 [略]		

[改正後 別記]

別表第5(第6条関係)

号	事務	手数料の額
1 [略]		
2	法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置に関する指定又は変更の申請に対する審査	5万円
3	法第43条第1項ただし書の規定に基づく建築物の敷地と道路との関係の建築の許可の申請に対する審査	[略]
4～22 [略]		
23	法第68条の5の3第2項の規定に基づく地区計画等の区域における建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	[略]
24	法第68条の5の5第1項の規定に基づく地区計画等の区域における前面道路の幅員に応じた建築物の容積率に関する特例又は同条第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	[略]
25	法第68条の5の6の規定に基づく地区計画等の区域における建築物の建ぺい率に関する特例の認定の申請に対する審査	[略]
26～37 [略]		

那覇市条例第26号

平成22年 9 月30日

公 布 済

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市火災予防条例の一部を改正する条例

那覇市火災予防条例(1972年那覇市条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(設置の免除) 第29条の5 前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める設備の有効範囲内の住宅の部分について住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備(以下この章において「住宅用防災警報器等」という。)を設置しないことができる。 (1)～(5) [略]	(設置の免除) 第29条の5 [略] (1)～(5) [略] (6) <u>第29条の3第1項各号又は前条第1項に掲げる住宅の部分に複合型居住施設用自動火災報知設備を複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成22年総務省令第7号)第3条第2項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</u>
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この条例は、平成22年12月1日から施行する。

規 則

那覇市規則第25号

平成22年 9 月30日

公 布 済

那覇市会計規則及び那覇市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市会計規則及び那覇市事務分掌規則の一部を改正する規則

(那覇市会計規則の一部改正)

第1条 那覇市会計規則(1971年那覇市規則第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 表又は様式の改正規定において、改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係る罫線に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。	

[改正前 別記]

別表(第13条、第15条、第17条関係)

(1) [略]

(2) 収納出納員及び収納取扱員

設置個所				収納出納員	収納取扱員	委任事務
[略]					[略]	[略]
健康福祉部	[略]					
	健康保険局	健康推進課	[略]			
		国保長寿医療課	[略]			
		[略]				
[略]						

[改正後 別記]

別表(第13条、第15条、第17条関係)

(1) [略]

(2) 収納出納員及び収納取扱員

設置個所		収納出納員	収納取扱員	委任事務
[略]			[略]	[略]
健康福祉部	[略]			
	健康保険局	健康推進課	[略]	
		<u>保健所準備室</u>	<u>室長</u>	
		国保長寿医療課	[略]	
	[略]			
[略]				

(那覇市事務分掌規則の一部改正)

第2条 那覇市事務分掌規則(1971年那覇市規則第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(企画財務部における課の分掌事務)	(企画財務部における課の分掌事務)

第6条 [略] 2～3 [略] 4 行政経営課の分掌事務は、次のとおりとする。 (1)～(10) [略] 5～8 [略] (健康福祉部における課及び健康保険局の分掌事務) 第10条 健康福祉部の課の分掌事務は次項から第5項まで、健康保険局の分掌事務は第6項から第8項までに規定する事務とする。 2～8 [略] 9～10 [略] [別表 別記]	第6条 [略] 2～3 [略] 4 [略] (1)～(10) [略] <u>(11) 中核市移行に関すること。</u> 5～8 [略] (健康福祉部における課及び健康保険局の分掌事務) 第10条 健康福祉部の課の分掌事務は次項から第7項まで、健康保険局の分掌事務は第8項から第11項までに規定する事務とする。 2～8 [略] <u>9 保健所準備室の分掌事務は、次のとおりとする。</u> <u>(1) 保健所の設置に関すること。</u> <u>(2) 保健所業務の体制整備に関すること。</u> <u>(3) その他保健所準備に関すること。</u> <u>10～11 [略]</u> [別表 別記]
備考 1 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。 4 表又は様式の改正規定において、改正後の欄中の罫線に対応する改正前の欄中の罫線がない場合には、当該罫線を加える。	

付 則

- この規則は、平成22年10月1日から施行する。
- 第2条の規定による改正後の那覇市事務分掌規則第10条第9項に規定する保健所準備室の設置に関する手続その他この規則の施行に必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

[改正前 別記]

別表(第1条関係)

部	局	課	室
[略]			
健康福祉部		[略]	
	健康保険局	健康推進課	
		国保長寿医療課	
		[略]	
[略]			

[改正後 別記]

別表(第1条関係)

部	局	課	室
[略]			
健康福祉部		[略]	
	健康保険局	健康推進課	
		保健所準備室	
		国保長寿医療課	
		[略]	
[略]			

那覇市規則第26号

平成22年 9 月30日

公 布 済

那覇市公設市場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公設市場条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市公設市場条例施行規則(1963年那覇市規則第17号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 表又は様式の改正規定において、改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)及び改正部分に係る罫線に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第6条関係)

用途	場所		金額(円) (1平方メートルにつき月額)			
			1等	2等	3等	4等
店舗	[略]					
	那覇市第一牧志公設市場	[略]	[略]			
	那覇市東公設市場		756	640		
	那覇市田原公設市場		[略]			
	[略]					
[略]						
冷蔵庫設置	那覇市第一牧志公設市場		[略]			
	那覇市東公設市場		420			
事務室	那覇市牧志公設市場		[略]			
	[略]					
[略]						

備考 [略]

[改正後 別記]

別表(第6条関係)

用途	場所		金額(円)(1平方メートルにつき月額)			
			1等	2等	3等	4等
店舗	[略]					
	那覇市第一牧志公設市場	[略]	[略]			
	那覇市田原公設市場		[略]			
	[略]					
[略]						
冷蔵庫設置	那覇市第一牧志公設市場		[略]			
事務室	那覇市牧志公設市場		[略]			
	[略]					
[略]						

備考 [略]

告 示

那覇市告示第110号

平成22年9月17日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条及び同施行規則第8条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

第10号様式

個人情報目的外利用等届出書

平成22年 9 月 15 日

那覇市長 翁長雄志 様

那覇市上下水道事業管理者
 上下水道局長 宮里 千里
 (公 印 省 略)

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出します。

届出担当課	那覇市水道局 総務課 電 話：941-7801(207)
業務の名称	給水契約等に関する業務
利用等の区分	☐ 目的外利用 ☒ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成22年 9 月 15 日
提供する個人情報 の 内 容	○所在地：沖縄県那覇市 [REDACTED] ○名 称： [REDACTED] 上記に関する次の事項について 1 契約年月日 2 契約者住所、氏名、生年月日、連絡先 3 料金支払人 4 料金支払い方法、使用金融機関、口座番号、口座名義人 5 その他参考事項
目的外利用等 をする理由	捜査事項（請求根拠：刑事訴訟法第197条第2項）
新たな利用課 又は提供先	沖縄県那覇警察署 司法警察員 警視正 西盛 能夫
所 管 課	那覇市上下水道局 料金課業務係 電話 098-941-7804（内）243

那覇市告示第 1 1 1 号

平成 2 2 年 9 月 2 4 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

第 10 号様式（第 1 9 条関係）

個人情報目的外利用等届出書

平成22年 9 月 16 日

那覇市長 翁長雄志 様

実施機関 那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 宮里 千里

（公 印 省 略）

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出します。

届出担当課	那覇市水道局 総務課 電 話：941-7801（207）
業務の名称	給水契約等に関する業務
利用等の区分	☐ 目的外利用 ☒ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成22年 9 月 16 日
目的外利用等をする 個人情報の内容	○所在地：沖縄県那覇市 [REDACTED] 上記に関する次の事項について ⑥ 使用供給契約者（住所、氏名、生年月日、連絡先） ⑦ 使用供給契約年月日 ⑧ 使用料金請求送付先 ⑨ 料金支払い方法（口座為替であれば、金融機関及び口座番号） ⑩ 契約が終了している場合は、終了日及び契約終了時点の上記事項
目的外利用等 をする理由	捜査事項（請求根拠：刑事訴訟法第197条第2項）
新たな利用課 又は提供先	沖縄県那覇警察署 司法警察員 警視正 西盛 龍夫
所 管 部 課	那覇市上下水道局 料金課業務係 電話 098-941-7804（内）243

那覇市告示第 1 1 2 号

平成 2 2 年 9 月 2 4 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

第10号様式（第19条関係）

個人情報目的外利用等届出書

平成22年 9 月 17 日

那覇市長 翁長雄志 様

実施機関 那覇市上下水道事業管理者
 上下水道局長 宮里 千臣
 （公 印 省 略）

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出します。

届出担当課	那覇市水道局 総務課 電 話：941-7801（207）
業務の名称	給水契約等に関する業務
利用等の区分	☐ 目的外利用 ☒ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成22年 9 月 17 日
目的外利用等をする 個人情報の内容	(1) 那覇市 [REDACTED] [REDACTED] (2) 那覇市 [REDACTED] [REDACTED] (ウ) 氏 名 [REDACTED] 生年月日 [REDACTED] (エ) 氏 名 [REDACTED] 生年月日 [REDACTED] 上記（1）、（2）の住所地において、上記（ア）、（イ）の者の水道契約があるか、あれば 1. 契約年月日 2. 契約者連絡先 3. 料金支払い方法 ※口座引き落としであれば、口座名義人、取扱い金融機関名、口座番号
目的外利用等 をする理由	捜査事項（請求根拠：刑事訴訟法第197条第2項）
新たな利用課 又は提供先	沖縄県うるま警察署 司法警察員 警視 平良 明一
所 管 部 課	那覇市上下水道局 料金課業務係 電話 098-941-7804（内）243

那覇市告示第113号

平成22年9月29日

掲 示 済

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法第180号）第18条の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のように区域変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間那覇市建設管理部道路管理室において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

区域変更をする路線

整理 番号	路 線 名	区 間	延長 (m)	幅員 (m)	備考
110	松城中学校東側線	繁多川4丁目4番～ 繁多川3丁目191番1	564.8	3.4～ 11.8	

市道路線の区域変更位置図



那覇市告示第 1 1 4 号

平成 2 2 年 9 月 3 0 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

第 10 号様式（第 1 9 条関係）

個人情報目的外利用等届出書

平成22年 9 月 22 日

那覇市長 翁長雄志 様

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 宮里 千旦
(公 印 省 略)

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出担当課	那覇市水道局 総務課 電 話：941-7801(207)
業務の名称	給水契約等に関する業務
利用等の区分	☐ 目的外利用 ☒ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成22年 9 月 22 日
目的外利用等をする 個人情報の内容	○ 名 称 [REDACTED] 所在地 那覇市 [REDACTED] 上記に関する次の事項について 1 照会事業場との取引の有無とその内容 2 照会事業場に対する債権・債務の有無とその内容 3 照会事業場に対する債権・債務の相殺、清算などについて 4 その他の参考事項
目的外利用等 をする理由	調査事項（請求根拠：刑事訴訟法第197条第2項）
新たな利用課 又は提供先	那覇労働基準監督署長 司法警察員 労働基準監督官 小川 仁
所 管 部 課	那覇市上下水道局 料金課業務係 電話 098-941-7804（内）243

第 10 号様式（第 1 9 条関係）

個人情報目的外利用等届出書

平成 2 2 年 9 月 2 2 日

那覇市長 翁長雄志 様

実施機関 那覇市上下水道事業管理者
 上下水道局長 宮里 千里
 （公 印 省 略）

那覇市個人情報保護条例第 9 条第 3 項の規定により、次のとおり届け出します。

届 出 担 当 課	那覇市水道局 総務課 電 話：9 4 1－7 8 0 1（2 0 7）
業 務 の 名 称	給水契約等に関する業務
利用等の区分	☐ 目的外利用 ☒ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成 2 2 年 9 月 2 2 日
目的外利用等をする 個人情報の内容	○住 所：沖縄県那覇市 [REDACTED] 上記所在地に係る水道供給契約の有無、あれば 1 契約年月日 2 契約者の住所、氏名、生年月日、連絡先 3 料金支払人の住所、氏名、生年月日、連絡先 4 料金の支払い方法（口座引き落としであれば、使用金融機関名、口座番号、口座名義人） 5 料金請求書の送付先 6 その他参考事項
目的外利用等 をする理由	捜査事項（請求根拠：刑事訴訟法第 1 9 7 条第 2 項）
新たな利用課 又は提供先	沖縄県沖縄警察署 司法警察員 警視正 石新 政英
所 管 部 課	那覇市上下水道局 料金課業務係 電話 0 9 8－9 4 1－7 8 0 4（内）2 4 3

第 10 号様式（第 1 9 条関係）

個人情報目的外利用等届出書

平成 2 2 年 9 月 2 4 日

那覇市長 翁長雄志 様

実施機関 那覇市上下水道事業管理者
 上下水道局長 宮里 千里
 （公 印 省 略）

那覇市個人情報保護条例第 9 条第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	那覇市水道局 総務課 電 話：9 4 1－7 8 0 1（2 0 7）
業 務 の 名 称	給水契約等に関する業務
利用等の区分	☐ 目的外利用 ☒ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成 2 2 年 9 月 2 4 日
目的外利用等をする 個人情報の内容	○ 対象者 [REDACTED] 物件所在 那覇市 [REDACTED] [REDACTED] 上記に関する次の事項について 1 建物の標示 2 上記の建物の供給契約（上下水道）の開栓・供給開始日 供給契約が現在、停止又は廃止されている場合は、その旨及び 当初の契約日と廃止又は停止日を記載 1 開栓・供給開始日 2 需要家の名義
目的外利用等 をする理由	調査事項（請求根拠：民事執行法第 5 7 条第 5 項）
新たな利用課 又は提供先	那覇地方裁判所 執行官 山田 善清
所 管 部 課	那覇市上下水道局 料金課業務係 電話 0 9 8－9 4 1－7 8 0 4（内）2 4 3

那覇市告示第115号

平成22年10月1日

掲 示 済

平成20年度決算に基づく健全化判断比率（将来負担比率修正）の
公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき公表（平成21年9月30日、那覇市告示第102号）を終えた平成20年度健全化判断比率のうち、将来負担比率について修正が生じたので、将来負担比率を次のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成20年度決算に基づく健全化判断比率 (単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	15,1	151,7 (176,1%)

(注) 下段（ ）書きは修正前を示す。なお、修正後の比率も早期健全化基準を下回っている。

(注) 実質赤字比率、連結実質赤字比率の欄において「—」と表記されている場合、実質赤字額、連結実質赤字額がないことを表している。

(参考) (単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
早期健全化基準	11,25	16,25	25,0	350,0
財政再生基準	20,00	40,00	35,0	

(注) 早期健全化基準：4指標のうち1つでも、健全化判断比率がこの基準以上となった場合は、「財政健全化計画」を策定し、自主的かつ計画的に財政の健全化に取り組むことになる。

財政再生基準：将来負担比率を除く3指標のうち1つでも、健全化判断比率がこの基準以上となった場合は、「財政再生計画」を策定し、国等の監督の下、確実な財政再建に取り組むことになる。

那覇市告示第 1 1 6 号

平成 2 2 年 1 0 月 1 日

掲 示 済

平成 2 1 年度決算に基づく健全化判断比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、平成 2 1 年度決算に基づく健全化判断比率を次のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 2 1 年度決算に基づく健全化判断比率 (単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	14,7	140,2

(注) 実質赤字比率、連結実質赤字比率の欄において「—」と表記されている場合、実質赤字額、連結実質赤字額がないことを表している。

(参考) (単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
早期健全化基準	11,25	16,25	25,0	350,0
財政再生基準	20,00	40,00	35,0	

(注) 早期健全化基準：4 指標のうち 1 つでも、健全化判断比率がこの基準以上となった場合は、「財政健全化計画」を策定し、自主的かつ計画的に財政の健全化に取り組むことになる。

財政再生基準：将来負担比率を除く 3 指標のうち 1 つでも、健全化判断比率がこの基準以上となった場合は、「財政再生計画」を策定し、国等の監督の下、確実な財政再建に取り組むことになる。

那覇市告示第 1 1 8 号

平成 2 2 年 1 0 月 4 日

掲 示 済

町字区域及び名称の変更について

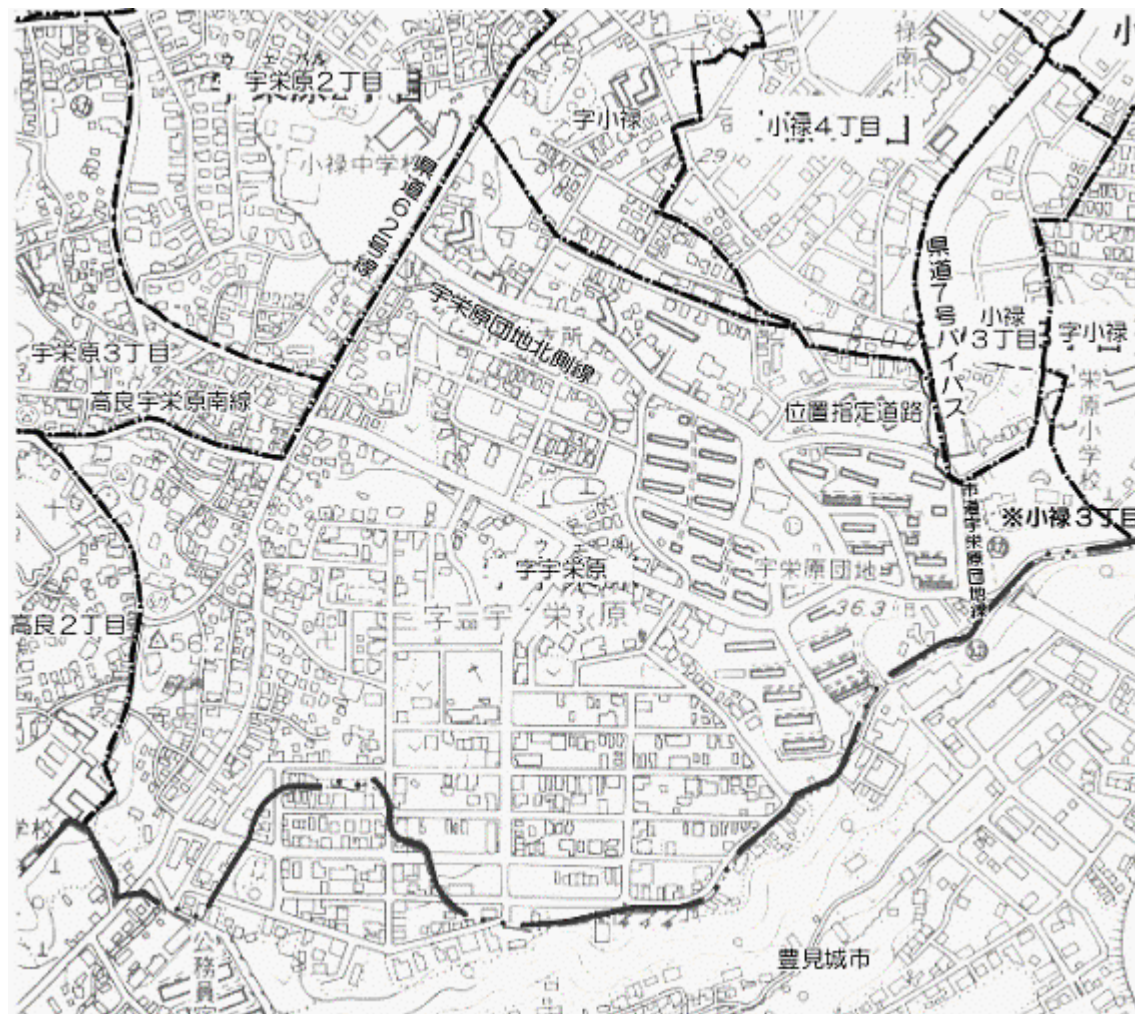
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、別図 1 に示す字の区域及びその名称を別図 2 に示すとおり変更するため、住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号）第 5 条の 2 第 1 項の規定によりその案を公示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

住居表示に関する法律第5条の2第2項の規定に基づき、公示された案に係る字の区域内に住所を有する者で本市の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、その案に異議あるときは市長に対し、公示の日から30日経過する日までに、その50人以上の連署をもって理由を附して、その案に対する変更の請求をすることができる。

別図1

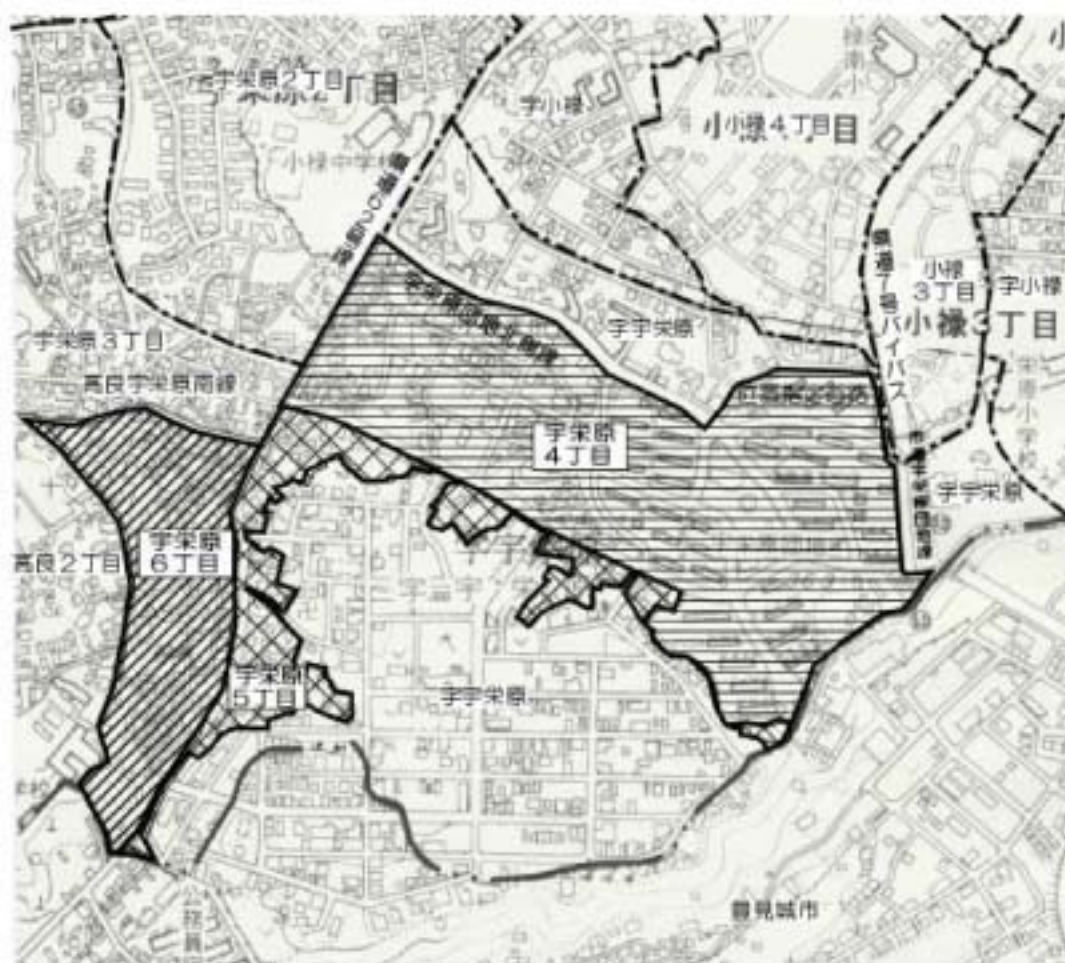
字宇栄原地区 現況図



凡 例			
現町字界	-----	市域境界	— . . . —

別図2

字宇栄原地区 町界町名整理図



凡 例			
現町字界	-----	宇栄原4丁目	
新町字界	————	宇栄原5丁目	
市域境界	— · — · —	宇栄原6丁目	
新町字名			

那覇市告示第122号

平成22年10月15日

平成22年（2010年）9月那覇市議会定例会で議決された平成22年度那覇市一般会計補正予算（第3号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成22年度那覇市一般会計補正予算（第3号）

平成22年度那覇市の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,607,348千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126,860,072千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 使用料及び 手数料		2,731,565	533	2,732,098
	1 使用料	2,162,741	533	2,163,274
14 国庫支出金		32,042,471	126,009	32,168,480
	1 国庫負担金	22,173,459	101,418	22,274,877
	2 国庫補助金	9,701,481	24,591	9,726,072
15 県支出金		8,306,954	119,860	8,426,814
	2 県補助金	2,594,287	119,860	2,714,147
16 財産収入		353,263	703,800	1,057,063
	2 財産売払収入	63,737	703,800	767,537
18 繰入金		3,717,206	△425,452	3,291,754
	1 特別会計繰入金	14,587	25,708	40,295
	2 基金繰入金	3,702,619	△451,160	3,251,459
19 繰越金		400,000	1,092,209	1,492,209
	1 繰越金	400,000	1,092,209	1,492,209
20 諸収入		4,082,621	49,183	4,131,804
	3 貸付金元利収入	2,980,514	27,486	3,008,000
	4 受託事業収入	87,124	6,547	93,671
	5 雑入	905,351	15,150	920,501
21 市債		15,904,100	941,206	16,845,306
	1 市債	15,904,100	941,206	16,845,306
歳 入 合 計		124,252,724	2,607,348	126,860,072

歳 出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		698,131	3,943	702,074
	1 議会費	698,131	3,943	702,074
2 総務費		13,905,694	1,134,099	15,039,793
	1 総務管理費	11,374,934	1,131,684	12,506,618
	2 徴税費	1,147,715	2,415	1,150,130
3 民生費		50,632,992	167,344	50,800,336
	1 社会福祉費	15,612,782	130,106	15,742,888
	2 児童福祉費	19,162,463	33,517	19,195,980
	3 生活保護費	15,857,746	3,721	15,861,467
4 衛生費		8,257,224	29,322	8,286,546
	1 保健衛生費	3,610,404	29,322	3,639,726
7 商工費		1,058,034	27,688	1,085,722
	1 商工費	1,058,034	27,688	1,085,722
8 土木費		18,477,903	812,867	19,290,770
	2 道路橋りょう費	1,258,157	3,900	1,262,057
	4 港湾費	704,702	320	705,022
	5 都市計画費	9,088,749	76,418	9,165,167
	6 住宅費	6,953,454	732,229	7,685,683
9 消防費		2,585,000	△9,093	2,575,907
	1 消防費	2,585,000	△9,093	2,575,907
10 教育費		15,795,273	441,178	16,236,451
	1 教育総務費	1,879,502	1,425	1,880,927
	2 小学校費	6,639,033	172,045	6,811,078
	4 幼稚園費	1,126,238	18,530	1,144,768
	5 社会教育費	2,662,466	3,025	2,665,491
	6 保健体育費	2,351,382	246,153	2,597,535
歳 出 合 計		124,252,724	2,607,348	126,860,072

第 2 表 債務負担行為補正

1 追 加

（単位：千円）

事 項	期 間	限度額
土木積算システム導入事業（道路建設課）	平成 2 2 年度から 平成 2 7 年度まで	9,872
土木積算システム導入事業（花とみどり課）	平成 2 2 年度から 平成 2 7 年度まで	6,793
土木積算システム導入事業（建築工事課）	平成 2 2 年度から 平成 2 7 年度まで	5,449
小禄中学校校舎建設事業（設計・管理）業務委託（施設課）	平成 2 2 年度から 平成 2 4 年度まで	177,682
安謝小学校単独調理場改築事業（学校給食課）	平成 2 2 年度から 平成 2 3 年度まで	23,014

2 変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
（仮称）新都心第2小学校新築事業（工事請負費）（施設課）	平成23年度	1,146,315	平成23年度	959,362
（仮称）新都心第2小学校共同調理場新築事業（学校給食課）	平成22年度から平成23年度まで	325,247	平成23年度	114,124

第3表 地方債補正

変 更

（単位：千円）

起債の 目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
5 道路整備事業	217,400	普通貸借又は証券発行（登録公債）	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。	240,400	補正前に同じ		
6 都市計画事業	1,234,500				1,352,400			
7 都市公園整備事業	863,900				918,200			
8 市営住宅建設事業	1,601,300				1,627,100			
9 教育施設整備事業	3,933,700				4,297,300			
11 臨時財政対策債	5,190,000				5,546,606			

那覇市告示第123号

平成22年10月15日

平成22年（2010年）9月那覇市議会定例会で議決された平成22年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 2 2 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 2 2 年度那覇市の介護保険事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 8 1, 8 9 8 千円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 7, 0 6 5, 6 3 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金		千円 3,945,588	千円 16,119	千円 3,961,707
	2 国庫補助金	1,092,552	16,119	1,108,671
4 支払基金交付金		4,794,632	19,877	4,814,509
	1 支払基金交付金	4,794,632	19,877	4,814,509
5 県支出金		2,356,675	39,017	2,395,692
	1 県負担金	2,284,645	30,958	2,315,603
	3 県補助金	72,029	8,059	80,088
7 繰入金		2,565,736	12,641	2,578,377
	1 他会計繰入金	2,559,272	12,641	2,571,913
8 繰越金		1	92,719	92,720
	1 繰越金	1	92,719	92,720
9 諸収入		1,073	1,525	2,598
	2 雑入	1,071	1,525	2,596
歳 入	合 計	16,883,732	181,898	17,065,630

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 基金積立金		千円 2	千円 139,573	千円 139,575
	1 基金積立金	2	139,573	139,575
6 諸支出金		6,052	42,325	48,377
	1 償還金及び還付加算金	6,051	16,618	22,669
	2 繰出金	1	25,707	25,708
歳 出	合 計	16,883,732	181,898	17,065,630

公 告

那覇市公告第169号

平成22年9月22日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第4項の規定により公示する。

※ ただし、職権消除対象者名は省略する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公告第175号

平成22年9月24日

掲 示 済

都市計画の図書の写しの縦覧について

沖縄県から都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画変更図書の写しの送付を受けたので、同条第2項及び同法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第12条の規定により、次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の種類：都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画の名称：那覇広域都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 3 縦 覧 場 所：那覇市都市計画部都市計画課（新都心銘苅庁舎5階）

那覇市公告第 1 8 1 号

平成 2 2 年 1 0 月 1 日

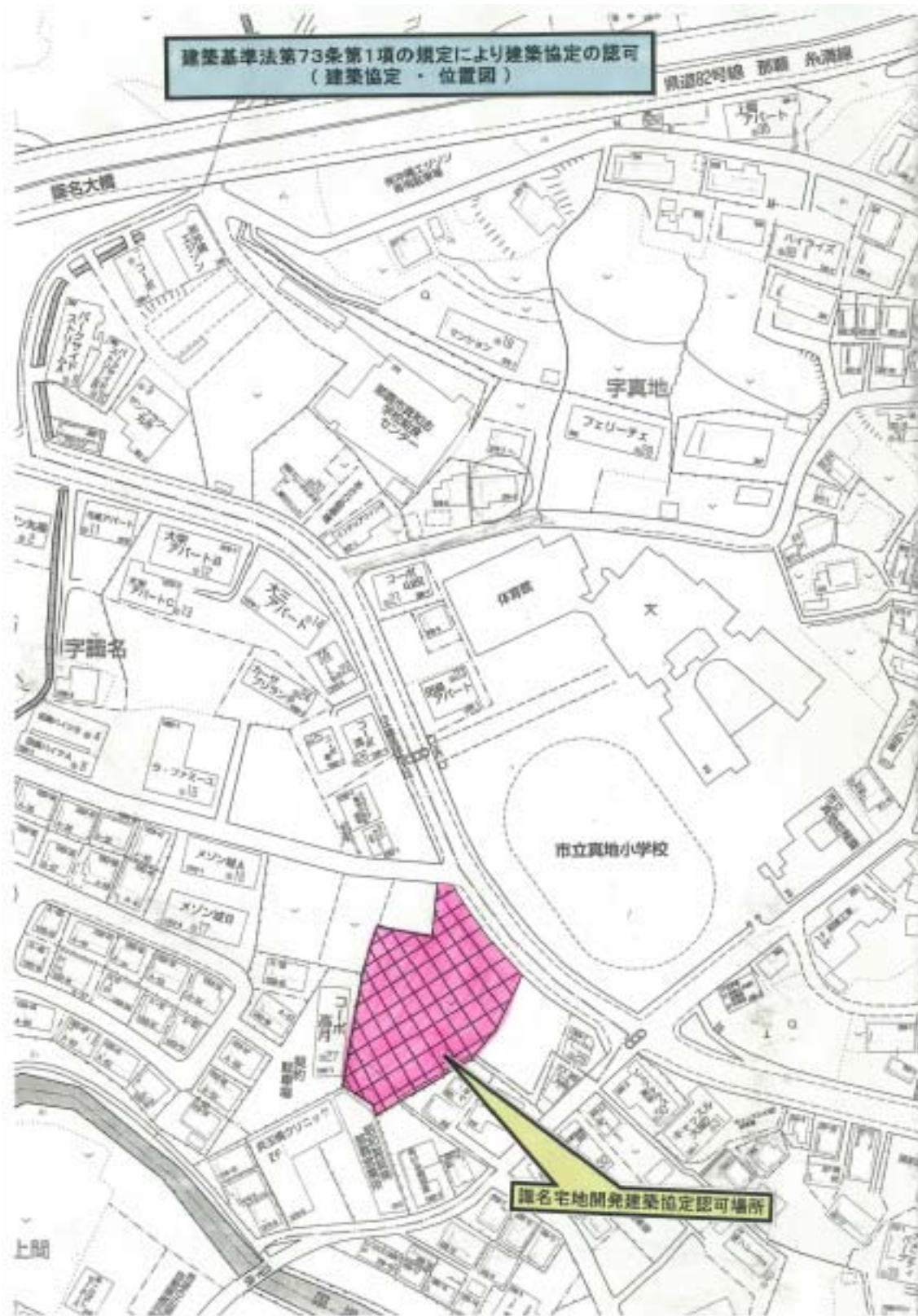
掲 示 済

建築協定の認可及び縦覧について

建築基準法第 7 3 条第 1 項の規定により下記の建築協定を認可したので、同条第 2 項の規定により公告する。また、同条第 3 項の規定によりその建築協定書を一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- | | |
|-------------------------|--|
| 1 認 可 番 号 | 第 4 号 |
| 2 認 可 年 月 日 | 平成 2 2 年 1 0 月 1 日 |
| 3 建 築 協 定 の 名 称 | 識名宅地開発建築協定 |
| 4 建 築 協 定 区 域 の 地 名 地 番 | 那覇市識名大名原 1 3 1 9 - 1 |
| 5 縦 覧 場 所 | 那覇市役所 都市計画部 建築指導課
那覇市銘苅 2 - 3 - 1 新都心銘苅庁舎 5 F |



上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第22号

平成22年9月30日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第10条2号の規定に基づき、
別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 宮 里 千 里

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者廃止名簿

登録番号	事業者	事業所の所在地	代表者
63	ナガサ設備	那覇市繁多川4丁目21番地20	大嶺 真太郎

那覇市上下水道局告示第23号

平成22年10月4日

掲 示 済

平成21年度決算に基づく資金不足比率の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成21年度決算に基づく資金不足比率を次のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成21年度決算に基づく資金不足比率

(単位：％)

会計区分	資金不足比率	経営健全化基準
那覇市水道事業会計	—	20.0
那覇市下水道事業会計	—	

（備考） 各会計の資金不足比率の欄において、「—」が表記されている場合は、
資金の不足額が発生していないことを表す。

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第25号

平成22年10月15日

沖縄海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧場所について

漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条の規定により、平成22年10月20日から平成22年11月3日までに縦覧に供する選挙人名簿の縦覧場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 亀 島 賢 優

縦覧の場所

那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎2階
那覇市選挙管理委員会事務局